

「第3回 直方市公契約条例策定審議会」会議録

開催日時：平成25年8月6日（火） 14:00～16:20

開催場所：直方市庁舎8階 808会議室

出席者：(委員) 服部会長・岩尾委員・永富委員・寒竹委員・津田委員

(事務局) 毛利総合政策部長・大場財政課長・平山財務制度改革担当

1. 開会及び第2回会議録内容確認

会長	定刻前だが始めさせていただいてよろしいか。それでは、第3回 直方市公契約条例策定審議会を開催する。 まず前回、第2回 直方市公契約条例策定審議会会議録の確認を行う。各委員のみなさんにおいては、内容を確認させていただいていると思うが、訂正するような箇所はないか。
委員一同	特になし。
会長	それでは永富委員・津田委員、署名をお願いします。 事務局、永富委員・津田委員より署名をいただく。
事務局	ありがとうございます。それでは会長、議事の進行をお願いします。

2. 議事「条例（案）内容審議」

会長	それでは、議事に入る。前回審議した第1条から第7条の修正案の説明を事務局よりお願いします。
事務局	(資料)「直方市公契約条例（案）説明（修正案）」・「直方市公契約条例（案）（修正案）」を用いて第1章 第1条から第7条まで説明。
会長	施行規則（案）（修正案）の説明も併せてお願いします。
事務局	(資料)「直方市公契約条例施行規則（案）（修正案）」の説明。
会長	この間、私も多摩市の公契約審議会の会長に労務報酬に算入する手当が野田市・多摩市では違うようなので、どのような経緯で決定したのかと尋ねたところ

事務局	<p>ろ、結論から言うと、あまり議論していない。とのことだった。川崎市の例を参考に作成しているようであった。様々な手当があるが、あまり議論をされていないようである。</p> <p>私は、労働基準法施行規則に準じた形で考えるほうが良いのではないかと思います。算入する手当については、改めて議論したいと思う。</p> <p>前回会議でご指摘のあった、算入する手当中、割増賃金についてのみを算入しない手当に修正し、その他の手当についての変更はない。</p> <p>事務局でも割増賃金の取り扱いについて検討をした。先進7自治体中、野田市のみが、労務報酬に算入する手当に工事・委託双方とも割増賃金を採用せず、他の6自治体は採用し、現在条例施行中であった。</p> <p>前回会議において委託業務については直営基本、建設工事については重層下請構造となっているとのことだったため、最終下請までをこの公契約条例の対象とするならば、建設工事には割増賃金も算入しても良いのではないかと事務局では考えている。</p> <p>現実には、現場での工事施工時間は、8:00から17:00となっていると思うが、事務所に戻った後に書類整理等を勤務時間外に行うことがあるのではないかと考えている。</p>
会長	<p>委員のみなさんいかがか。</p>
委員	<p>あまり早急に結論を出すべきではないと考える。現在、最低賃金の引き上げも検討されており、今後いろいろと変わっていくのではないかと。先の会議でも発言したと思うが、生活保護基準を下回るといったことがあってはならないと思う。少し流動性があるのではないかと。</p>
会長	<p>最終までには決定していきたいと思うが、もし、この時点で意見があれば伺っておきたい。</p>
委員	<p>入札に際しては、各社で積算を行い応札額の決定をしていると思うが、元々、超過勤務ありきで積算はしていないと考える。このことから、割増賃金を算入するか、しないかということは、あまり考えなくても良いのではないかと。思うが。</p> <p>現在の福岡県の最低賃金が701円だが、この公契約条例ではそれを上回る822円を労務報酬下限額としている。この822円を基本として考えれば良いだけと考える。工期の関係などで超過勤務が発生したときには、その分を算入すればよいのではないかと。</p>
委員	<p>新聞によれば、最低賃金の全国平均が749円。これの10円アップを厚労省が言っているわけだが、これから見ても事務局の提案している労務報酬下限額の</p>

	<p>822 円は最低賃金を上回っており評価できる。しかし、まだ流動的であると感じている。</p>
会長	<p>この割増賃金の取り扱い・労務報酬下限額については、本日議論はせず、先に進めたいと思う。事務局引き続き説明をお願いします。</p>
事務局	<p>前回会議において、業務委託の労務報酬下限額を算定する際に、平均勤務時間を 22 日で行っているが、実際は 20 日勤務ではないかとのご意見をいただいた。それに基づき 20 日勤務で再計算した結果、904 円となる。先進自治体では多摩市が 903 円となっているものの、他自治体では 900 円台とはなっていない。本市の財政力・企業の経営状況からしても少しハードルが高いと思う。</p> <p>本市企業の求人情報等を見ると、750 円～800 円くらいでの募集となっている。参考までに本市の臨時職員の時給も示させていただいているが、この算定式によると 826 円となる。事務局としてもこの臨時職員の時給が上限の目安と考えている。</p>
会長	<p>この件についても、もう少しあとで議論したいと思う。</p>
委員	<p>この会議に出席する直前のニュースでは、最低賃金は 14 円アップで妥結したようである。昨年が 7 円アップだったので、今年度はその倍となっている。景気をよくするためには、賃金を引き上げるしかないとの政府の強い意気込みの表れであろうと思う。</p> <p>こういう波が現に来ているからこそ、その波にうまく乗ればと考える。そういった公契約条例になればと思う。</p>
会長	<p>それでは、条例（案）の第 1 条から第 7 条までについて、今日の時点ではよろしいか。</p>
委員	<p>資料では、業務委託の労務報酬下限額は 822 円との表記になっているが、臨時職員の時給が採用されれば、この表記も 826 円となるのか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。審議会での議論により、臨時職員の時給を基に算定するということが決定されれば、業務委託における労務報酬下限額の表記も 826 円となる。</p> <p>算入する手当・算入しない手当を含め、今後議論していただきたいと思う。</p>
委員	<p>質問と意見を 1 つずつよろしいか。</p> <p>前回会議で適用範囲、業務委託の 3,000 万円以上を 1,000 万円以上にすることを精査するというものではなかったか。これが 1 点。</p> <p>それから意見だが、施行規則第 3 条中、4 号のし尿収集運搬業務と 5 号の一般</p>

	<p>廃棄物収集運搬業務は同じことである。そのため、4号を削除し、5号の一般廃棄物収集運搬業務のみの表記でよいと思う。</p>
事務局	<p>4号及び5号が同じことを記載しているということでしょうか。 事務局としては、業務委託契約書単位で判断し、記載していたためこのような表記となっている。内容が重複しているということであれば、統合させていただいても構わないと考える。</p>
委員	<p>法律の体系上、一般廃棄物としての取り扱いになっている。</p>
事務局	<p>了承しました。 もう1つの業務委託の対象範囲の件ですが、もう少し時間をいただきたい。 1,000万円以上で、かつ、人件費の割合が70%を超えているものとするのか、また、1,000万円を超える業務委託はすべて対象とするのかといったことも踏まえもう少し検討を重ねさせていただきたいと考えている。</p>
委員	<p>現状で対象件数が12件ほどしかない。この件数では、公契約条例そのものをやる必要があるのかと感じるし、賃金が薄く行き渡る可能性があるところを重点的に補ってやりたいとも思う。</p>
会長	<p>適用範囲を予定価格で絞りをかけている理由は、すべての公契約を対象にはできないということを考えてのことだろうと思う。前回からの会議でも出ているが、これを機会に直方市の雇用状況等をよくしようとするならば、あまり適用範囲を絞り込むべきではないと考える。 この点については、大きなテーマとなっており、事務局の考え方も十分理解できるため、次回までに事務局のほうで整理してもらい議論したいと思う。</p>
委員	<p>修正案中（定義）の委託業務契約等の「等」とは何を指すのか。 これは指定管理者のことか。</p>
事務局	<p>事務局では、当初から指定管理者はモニタリングと監査が行われているため対象から除外している。そういったことからすると、この「等」という文言は削除したほうがよいとも考えている。</p>
委員	<p>モニタリングとは、具体的にどのようなことを行っているのか。</p>
事務局	<p>指定管理業務を発注している主管課により、指定管理者からの毎月の報告書により確認をしている。</p>
委員	<p>その報告書では、支払賃金についても確認しているのか。</p>

事務局	支払賃金までは確認していない。
委員	指定管理者でも、契約金額の70%以上が人件費であるとするならば業務委託と同様の取り扱いをすべきではないかと思う。このことについて、どのように考えているか。
事務局	<p>確かに先進自治体では指定管理者まで含む自治体、逆に建設工事のみを対象としている自治体があった。事務局で素案を作成するにあたっては、この先進自治体と直方市の違い。例えば財政力指数、地域での就業分布等を考慮した。まず「小さく産んで大きく育てる。」ということを考え、公契約条例を実効性のあるものとするため、我々、市職員の条例目的の理解・知識の習得を踏まえ、まずは、請負工事及び業務委託からスタートさせることとした。</p> <p>公契約条例制定の後には、対象範囲を拡大し、指定管理も対象とすることも考えられる。</p> <p>このような理由から、この条例（案）には指定管理者は対象外とさせていただいている。</p>
会長	指定管理には、公契約条例にある労働者からの申出といったことができる仕組みはあるのか。
事務局	申出といったことまでは準備していない。
会長	委員のいう指定管理者というのは、具体的にはどのようなものがあるのか。
事務局	<p>現在、直方市で行っている指定管理は大きく言うと、体育スポーツ施設・文化施設・福智山ろく花公園の3つがある。</p> <p>この指定管理については、総合評価方式で外部委員も含めたなかで指定業者を選定している。必ずしも最低価格者が、指定業者とはなっていない。</p> <p>価格のみで指定業者を決定しているわけではなく、様々な観点から評価しているため、一定程度人件費も担保出来ているのではないかと考えている。将来的、中長期的には指定管理も対象とするような条例にしていかなければという思いはあるが、人口6万人弱の市が全国的にも珍しくこの公契約条例制定に取り組もうとする中で、はじめから間口を広げすぎると職員の体制も含め対応ができるのかといったことも一部懸念される。</p> <p>指定管理については、モニタリングが出来ている、監査も行われているとの理由から当面は除外として考えているところである。</p>
委員	もともと官製ワーキングプアというものは、指定管理からはじまったという声も大きい。指定管理者を対象にするのかは一考に値するものと思う。

会長	<p>条例（案）第5条3号の市長が特に必要であると認めるものを、施行規則中にどのような記載にするのか。</p> <p>条例中に明確に記載する方法、事務局の言うように様々な事情があるので、今後のことも視野に入れこのままの記載にするのか。また、記載をせずに対象にすることとなったときに条例を改正するのか。方法はいろいろあると思う。実際はこの指定管理では、どのくらいの賃金が支払われているかわかるか。</p>
事務局	<p>設計額・契約金額といったものは分かるが、支払賃金までは把握していない。</p>
会長	<p>請負工事・業務委託は公契約条例の対象とし、一方で指定管理者は対象としないというのはどうか。</p> <p>しかし、事務局の言うようにはじめから間口を広げることも難しいと思う。</p>
委員	<p>これは様々な課に跨る業務になるのか。要するにそれぞれの課で契約書を取り交わすことになるのか。</p>
事務局	<p>建設工事においては、一括管理しているため、財政課契約係が対応している。しかし、業務委託・指定管理については、それぞれの主管課において入札・契約行為を行っている。そのため公契約条例の確認も主管課で対応することになる。</p>
会長	<p>指定管理での賃金がいくら支払われているかということは、調べればわかるか。</p>
事務局	<p>受注者へのヒアリングを行うしかない。</p>
会長	<p>主管課でも把握していないということか。</p>
事務局	<p>主管課でもそこまでは把握していないと思う。</p>
委員	<p>落札率はどうなっているか。建設工事のように最低制限価格というものがあるのか。</p>
事務局	<p>最低制限価格といった線引きはない。</p>
事務局	<p>直方市においては、最低制限価格は請負工事にものみ採用しているため、業務委託・指定管理にはない。</p>
会長	<p>今までに出された意見を事務局のほうで、もう少し調べてもらいたい。</p>
事務局	<p>どの程度まで調べられるかわからないが、できる範囲で調査したいと思う。</p>

委員	みなさんおっしゃるように、趣旨と精神を生かすということを基本に枠組みを作るということが大切だと思う。細かいことを言い出すとキリがない。今回の修正案でかなりいいものになってきていると思う。
会長	いかなる契約形態をとっているかによって、差異が生じるということは問題があると思う。すべてを対象としたいが、事務局の言うように段階をおってということで指定管理は含まずにいくのか、今日の各委員の質問も含め、次回、再度議論したい。
委員	もう1つよろしいか。条例（案）第2条第3号の「公契約等に係る業務の一部について従事するための契約を締結した者」とは一人親方といったものも含むということによろしいか。
事務局	そのつもりです。
委員	「請負」という言葉を削除しても「一人親方」は入るということによろしいか。
事務局	はい。そのとおりです。
会長	いろいろな記載方法があるとは思いますが、いかなる契約形態であっても公契約の対象となるという趣旨で記載している。よろしいか
委員	了承した。
会長	それでは、第1条から第7条まで議論したということで、続いて第3章第8条以降の説明をお願いします。
事務局	（資料）「直方市公契約条例策定審議会会議資料」・「直方市公契約条例（案）（修正案）」を用いて第3章第8条から第5章第13条まで説明。
会長	それでは、第8条から審議したいと思う。まず本文はいかがか。
委員	本日私が配布した資料 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインを使って建設業の現状を説明したい。 （資料）「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を用いて説明。

委員	説明が長くなったが、第 8 条の遵守しなければならない法令等のなかに、発注者の責務として建設業法・公共工事の品質確保の促進に関する法律を加える必要があるのではないかと思う。
委員	本文前段で、発注者及び受注者の平等性を謳ってあるが、以下、条例を読んでいくと受注者の責めに帰す事項、責任しか記載がない。これでは不平等ではないか。あまり細かくは規定できないが、平成 21 年に制定された公共サービス基本法を織り込むといったことも考えたらどうか。
会長	委員いかがか。
委員	おっしゃるとおりだと思う。88%の落札率が 90%以上となったほうが、公契約条例を遵守しやすいということだろうと思う。
委員	すべての下請業者が対象ということで、我々もそこまで責任を持つということでもあるため、発注者も協力してもらわないと非常に難しい。
会長	各委員においても、発言委員の意見について、異存はないということによろしいか。
委員	建設工事のように重層下請があたり前となっているなかで、言い方は悪いが請負代金の一部を抜き取り 6 次・7 次といった悪質な下請も行われているようである。直方市の工事ではそのようなことはないと思うが、全労働者を元請としてどう掌握するのか、また、すべてを元請の責任とすることなく発注者側でもいろいろ協力する必要があると思う。
委員	発注者・受注者双方が協力しなければ、この公契約条例が担保できないのではないかと考えている。第 8 条は、発注者及び受注者の責務として記載すべきであり、同条第 1 号中、「受注者は…」とあるところも「発注者及び受注者は…」との記載にすべきである。 また、建設業法・品格法といった法令は遵守するものに入れておくべきだと思う。
会長	第 8 条には、労働関係法規しか記載されていない。公契約の場合は、一人親方といったものも適用となることからすると、委員がおっしゃるように建設業法で法規上縛りがかかる必要があると思う。発注者の責務として公共工事の品質確保の促進に関する法律・公共サービス基本法もまた必要であると思う。 各委員においても異存はないですね。
委員	はい。

会長	それではそういう方向で修正案を作成していただきたい。
事務局	了承しました。
会長	<p>他にはいかがか。</p> <p>第 8 条第 2 号の請負契約を締結するに当たっては…という記載は、請負だけが対象ではないため、公契約等を締結するに当たっては…との記載にすべきであろう。また、公契約等に係る請負条件も公契約等に係る契約条件と改める必要がある。</p> <p>それから、第 3 号 継続雇用中、当該業務に従事する労働者とあるが、これも「労働者等」となるであろう。</p> <p>他に追記してほしい法規等、または表記がおかしい箇所はないか。</p>
委員	契約については、完成保証人が必要だと思うが。
事務局	直方市においては、工事完成保証人制度は採用していない。基本的には金銭保証となっている。ただし、警備委託といったような、日を空けられないような業務については一部業務完成保証人を採用していることもある。
委員	受注業者が倒産等した場合の労働者の取り扱いはどうなるのか。
委員	倒産等した場合には労働者の賃金が 1 番はじめに支払われるのではないか。公共事業の場合は様々な退職金制度等に参加しなければならないため、労働者も比較的守られているのではないか。
会長	それでは、個々の条文としては、過不足はないということによろしいか。
委員	第 8 条第 6 号の労働者等への周知だが、具体的にはどのようなものか。
事務局	<p>直方市公契約条例策定審議会会議資料の後半に添付させてもらっている。受注者に提出していただく労務台帳・立入調査員証といったものと併せて元請・下請、工事・委託用さらには労働者申出書を準備している。</p> <p>労務台帳については、容易に作成できるようエクセルで作成したのものも準備している。</p>
会長	これは契約形態ごとに作成しているということか。
事務局	はい。建設工事については、個人ごとに職種が違うため、それに対応できるようにしている。各個人ごとに作成してもらい配布していただくことになる。

会長	作業所の見やすい場所というのは具体的にどのような箇所か。
事務局	現場事務所といった場所になるのではないかと考えている。もしくは会社事務所の出勤簿のある場所に併せて掲示するといったことも考えられるのではないか。
委員	いろいろやりながら、試行錯誤していくことになるだろう。
事務局	掲示若しくは配布と考えているので、各個人に周知文を配布していただくといったことでもよいと考えている。
会長	建設工事の下請業者はどうか。元請業者の事務所に立ち寄ることがないこともあるのではないか。
事務局	元請業者の本社事務所には立ち入らなくても、現場事務所にて安全講習等を行った後、現場に入ることになっているため、現場事務所には必ず立ち入るはずだと考えている。
会長	他に表現等の修正箇所はないか。
委員	若年労働者の取り扱いはどうするかも検討しなければならないと思う。
委員	若年労働者はなかなかいないのではないか。特に建設業界は募集しても応募がない状況である。それでも賃金はある程度保障されていると思う。 しかし、公契約の最初の目的にも記載されているように、直方市の活性化、地域社会へ貢献するという事ならば、当然、我々受注者も努力するが、発注者である市のほうでも、最低制限価格の引き上げ等を検討していただきたい。 若年者といった人材への投資ということからも、ぜひお願いしたい。
委員	委員の意見は、将来を見越してのことだろうと思う。条例の実効性を確保するためには、間口を広げないと当初の目的を達成できない。しかし、様々な意見が出されたので、よい議論ができると思っている。
会長	条例中に、最低制限価格の引き上げといったことは記載できるのか。
事務局	先進自治体の例を見ると、条例中に最低制限価格の引き上げを記載しているところはないようである。ただし、条例を施行するにあたって、入札制度上の最低制限価格算定方式の改正、また、労務報酬下限額を定めることによって、その額を下回っていた市の臨時職員の時給を引き上げたといった事例はある。

委員	長崎県・佐賀県・熊本県などは入札監視委員会があり、建設業者の健全な育成・災害時対応の観点から、最低制限価格が高く設定されている。平均落札率は 91%～95% となっており、公契約条例を制定するからといった理由ではない。
会長	それでは、一応、条例の全部を確認したが、各委員からの意見を踏まえ事務局には再度、案を示していただきたい。 たいへんだとは思いますが、よろしく願います。
委員	直方市で経済が循環できるような形を整える必要もあると思う。 せつかく、西日本で初めてこの公契約条例制定を目指しているわけだから、地域経済の活性化の起爆剤となるよう一緒に踏み出せたらと思う。
会長	それでは、本日の会議は以上でよろしいか。
委員一同	はい。

3. 会議録署名委員の指名・その他

会長	それでは、本日の会議録署名委員を指名する。本日は、岩尾委員・寒竹委員に願います。
委員	了承した。
会長	その他、事務局からないか。
事務局	特にありません。

4. 閉会

会長	それでは、次回は、 9月3日（火）14：00 からこの 808 会議室で行う。 これで 第3回 直方市公契約条例策定審議会を終了する。
----	---